

主な人権課題【性自認】

先月号（広報こまつしま8月号）では性的指向について掲載しました。性的指向を一言でまとめると、自分の恋愛や性愛の対象が、異性に向かうか、同性または両方の性に向かうか、ということでした。今回は、同じ性的少数者の人権課題として、性自認について述べたいと思います。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティを自分の感覚としてもっているのかを示す概念です。分かりやすく言えば、自分のことを男性と捉えているのか、女性と捉えているのか、ということ。性自認のことを「心の性」と呼ぶこともあります。

多くの人は性自認（心の性）と生物学的な性（体の性）が一致していますが、両方が一致しない人もいます。この一致しないケースを性別違和といいます。例えば、体の性は男性なのですが、心の性は女性であるというような場合があります。

心の性は、その人の感覚です。他人がどうこう言えるものではなく、たとえ言ったとしても容易に変わるものではありません。また、性別違和であるからといって、そのことで誰かに迷惑をかけるわけではありません。

しかし、日常生活で性別を意識させられることは、トイレなど意外に多く、その度に違和感や不快感を覚えざるを得ないのです。そして、このような違和感に悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ、苦しい思いをする人々がいるのです。実際に法務省人権擁護局にも性自認に関する相談が寄せられています。

世界では今、多様性を認めあえる社会の実現をめざしており、性別違和も多様性の一つであるとの認知が広まっています。また、国内でも法整備が進められ、一定の条件を満たせば、性別の取り扱いの変更についての審判を受けることができるようになりました。

これは、法令上の性別の取り扱いを、自分が自認している心の性に合うように変更することを認めたものです。

本来人権は、すべての人が生まれながらに持っているものであり、多数派少数派に関係なく、守られるべきものです。「個人の自由と尊厳」が守られる社会を築くためにも、性自認を理由とする偏見や差別をなくすため、理解を深めることが必要です。

（参考資料：法務省「人権の擁護」）

ご案内

9月9日(水)午後2時から開催を予定していましたが、「第2回人権教育学級」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。

市人権推進課 教育庁舎1階  
 ☎ 32・2122  
 FAX 33・3525  
 Mail:jinkensuisin@city.komatsushima-tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (371) 松並敦子・選

採れたての夏野菜皿にたっぷりとABC Dビタミン補給

立江町 湯浅かや子

スニーカーの紐きりりと締める散歩道日増しに緑濃くなる田圃

田浦町 太田カツミ

久久に大空を舞う鳶を見る梅雨の晴れ間を布団干し

横須町 福島 夢栄

他人の家となりて久しき祖父の家の庭に一本残りし八朔

横須町 三宅 敏恵

焼茄子に柚味噌まぶし胡麻ふりて母の面影浮かべつつ食む

赤石町 田原トシ子

久しぶり戸外に干した洗濯物ひらひら風とお日様浴びる

坂野町 橋本千代乃

紫陽花は雨が似合いの花なれど降り継ぐ雨に頭を垂れる

瀬瀬町 松下 玉枝

戦時には摘みて食べたる雑草を踏みつぶしゆく畦の細道

江田町 深田 伴子

朝風にゆれるブランコはコロナ禍を知らざるままに童らを待つ

田浦町 西 教明

令和二年六月六日市役所のやまもものはまだまだ黄色

横須町 山崎 泰子